

雪によるガス事故に注意しましょう!!

降積雪期になると、県内においても、屋根からの落雪等によりガス設備が損傷し、ガスが漏洩する事故が発生しています。

こうした事故は、自宅家屋の火災やその住人の人身被害にとどまらず、近隣住民や通行人等への被害波及など、大きな災害に発展しかねません。

除雪作業時や屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認を十分に行ってください。

雪によるガス事故の概要（会津管内（H29～R元））

屋根からの落雪により、ガス設備（調整器等）が損傷してガスが漏洩した。・・・8件

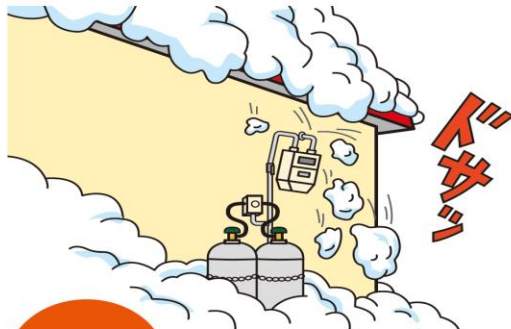
ガス配管の継手部分が雪の重みで押されて変形し、ガスが漏洩した。・・・1件

※上記の9件はいずれも平成29年度に発生したもの。

平成30年度・令和元年度は雪によるガス事故の発生はなし



雪下ろしや除雪の際は、LPガス設備に衝撃を与えないよう、ご注意ください。



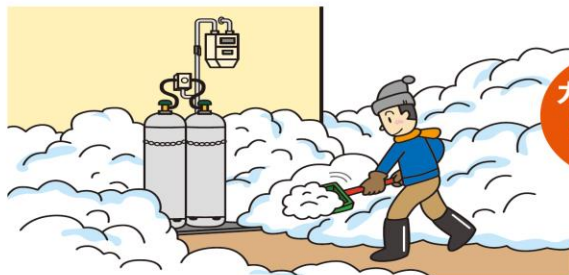
屋根からの落雪

屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。



雪下ろしによる損傷

雪下ろしの時は、お隣りのガス設備にも注意してください。



ガス設備周りの除雪

お願い

緊急時に容器バルブを閉止できるよう、ガス設備周りの通路を除雪しておきましょう。

このほか、LPガス設備の雪害対策についてLPガス販売店にご確認ください。



ガス臭いと感じたら…ガスもれの状況をすぐ連絡

「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

●点検を受けるまでは、ガスは使用しないでください。



●火気は絶対に使用しないで! マッチやライターを点けたりなど、着火の原因となることは避けてください。



出典：経済産業省

福島県会津地方振興局 県民環境部 県民生活課

〒965-8501 会津若松市追手町7番5号

電話:0242-29-5295 (月～金曜 8:30～17:15)

Email : aizu.kenminkankyoku@pref.fukushima.lg.jp